

# 令和3年度（2021年度）「1日防災学校」実施要綱

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課  
北海道総務部危機対策局危機対策課

## 1 趣旨

第2次学校安全の推進に関する計画（H29：閣議決定）では、全ての学校において、家庭・地域との連携・協働の推進や関係機関との連携による安全対策の推進など、保護者や地域住民、関係機関との連携協働による体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要とされている。

こうしたことから、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、系統的・体系的な防災教育を推進するため、地域コミュニティーの核となる学校において、家庭や地域と連携して「1日防災学校」を実施する。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校安全体制の構築や児童生徒の防災意識の向上も図る。

## 2 実施主体

- (1) 市町村立幼児教育施設、小・中学校、義務教育学校、高等学校
- (2) 道立高等学校、特別支援学校、中等教育学校

## 3 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

## 4 実施内容・方法

- (1) 各学校において、防災に関する授業等を行う。

なお、学校や地域の実情に応じて、防災の専門家による講義や地域と連携した防災訓練を実施するなど、関係機関や地域住民との連携を図る。

- (2) 防災に関する授業等は、必要に応じて道・市町村防災担当部局や警察、消防等の防災関係機関の協力を得て実施する。
- (3) 地域防災力の向上を図る観点から、可能な限り、学校は保護者や地域住民に広く「1日防災学校」の実施を周知し、参加を促すなど地域住民や保護者と連携して取り組む。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて実施する。

## 5 各機関の主な役割

学校が当該事業を効果的に実施するため、道・市町村教育委員会は、教育活動へ参画し助言を行うとともに、道・市町村防災担当部局は、保有する防災に関する専門的知識や防災関係機関との連携関係等を活用し、教育活動を支援する。

各機関は、主として次の役割を担うこととする。

なお、ここで示す各機関の役割は例示であり、地域の実情に応じて、役割分担を変更して差し支えない。

### (1) 学校

- ・ 1日防災学校の計画、実施
- ・ 保護者や地域住民への周知

### (2) 北海道教育委員会（学校教育局生徒指導・学校安全課、各教育局）、市町村教育委員会

- ・ 学校からの要望に基づく教育活動への参画・助言
- ・ 報道機関への広報
- ・ 各学校の取組の普及・啓発

### (3) 北海道（総務部危機対策課、各振興局）、市町村防災担当部局

- ・ 防災に関するコンテンツ、所有する資機材・備蓄品等に関する情報提供・貸出、職員の派遣
- ・ 防災関係機関等との連絡調整
- ・ 報道機関への広報